

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費及び医療費通知について ～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには役場暮らし応援課住民係への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
1割	一 般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）
		区分Ⅰ（※2）
		31万円
		19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

■医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付しています。

発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成31年1月	〇〇病院	医科外采	1	18,000	1,800	0	0	0
平成31年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
平成31年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
合計				230,000	23,000		11,490	6,900

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。
※この通知は医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階

電話 011-290-5601

浦臼町役場 暮らし応援課 住民係
電話 68-2112

浦臼消防団本部建替に伴うお知らせ

令和2年3月16日（月）より、浦臼消防団本部の建替工事が実施されます。その間、浦臼消防団本部の電話が休止となりますので、消防へのお問い合わせは、ご不便をおかけいたしますが、奈井江・浦臼支署（65-2259）にご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、新浦臼消防団本部の完成については、令和2年12月頃を予定しております。

※火災・救急等に関するお問い合わせは、今まで通り119番で掛かります。

容器包装プラスチックごみ収集終了のお知らせ

令和2年3月31日をもって、容器包装プラスチックごみ分別収集が終了することになりました。それにより、4月1日から6月29日まで容器包装プラスチックごみ袋が燃やせるごみ袋として使えるようになります。

※7月からは、使用できません。

また、「市街地区」の「燃やせるごみ」の収集日が毎週「月曜日・木曜日」の2日間となります

なお、農村地区については今までどおり水曜日に収集いたします。

分別収集終了に伴い、2月の町内回覧文書と一緒に下記のとおり容器包装プラスチックごみ袋を各戸に配布致しますのでお使いください。

【40ℓ（10枚入り）】

【20ℓ（10枚入り）】を各1組ずつ各戸に配布致します。

お問合せ 暮らし応援課生活係 68-2112

合併処理浄化槽設置費用の補助について

浦臼町では、公共下水道処理区域以外の地域において、合併処理浄化槽を設置しようとする方に設置費用の一部を町予算の範囲内で補助金として交付する事業を行っています。下記の要件をすべて満たしている場合に対象となります。すでに単独処理浄化槽を設置していて、合併処理浄化槽に切り替える場合も該当となります。

記

要件

- ・自らが居住、又は居住しようとする住宅に設置するもの
- ・対象処理人員が10人以下の規模の設置であること
- ・町税等を滞納していないこと
- ・住宅を賃借している場合は、所有者の承諾が得られていること

補助金額

浄化槽本体設置工事に対して、次の金額を限度に補助を行います。

5人槽設置の場合 585,000円

7人槽設置の場合 705,000円

10人槽設置の場合 945,000円

令和2年度に設置を希望される方は、令和2年4月3日（金）までに 暮らし応援課生活係にお申込みください。

また、申込期日以降に設置が決まった場合につきましても随時ご連絡願います。

申込・お問合せ 暮らし応援課生活係 68-2112

買物は町内商店で買いましょう!!